



海外赴任中に支払った社会保険料

第247回

芝崎さん：こんにちは、みらい先生。お久しぶりです。
みらい：お久しぶりです。芝崎さんは現在海外赴任中でしたね。

芝崎さん：実は昨年5月に海外勤務を終了し、現在は日本で勤務しています。

みらい：そうでしたか。

芝崎さん：そこで、みらい先生にお聞きしたいことがあります。日本の所得税で社会保険料控除があると思うのですが、昨年、外国で支払った社会保険料についても所得控除が受けられるのでしょうか。

みらい：芝崎さんは、今年の3月に確定申告を行う予定ということですね。実は、日本で所得控除が受けられる「社会保険料」は、原則として日本の法令に基づくものに限定されています。つまり海外赴任中に外国で支払った社会保険料は原則として社会保険料控除の対象とすることはできません。

芝崎さん：なるほど、支払った場所が日本か国外なのかで取り扱いが異なるのですね。

みらい：その通りです。

芝崎さん：それでは、海外赴任中に外国で支払った生命保険料については、生命保険料控除の対象となるのでしょうか。

みらい：生命保険料控除は、日本の生命保険会社との契約または、外国の生命保険会社と日本国内で契約した契約が対象となります。ところで芝崎さんは昨年4月まで非居住者に該当しますよね。控除対象は居住者に限定されています。つまり、海外赴任中に支払った保険料は控除の対象とすることはできません。帰国後の居住者期間中に支払ったものでしたら、生命保険料控除の適用を受けることができます。

芝崎さん：生命保険料控除も社会保険料控除も、原則として日本の法令に基づくものが対象であり、居住者期間分が控除の対象ということですね。

みらい：その通りです。

芝崎さん：最後に1月～4月までの海外赴任中に支払われた給与の取り扱いについても聞いてもよろしいでしょうか。

みらい：もちろんです。芝崎さんは、使用人としての給与に該当しますので、海外勤務に関するものは国内源泉所得にはなりません。したがって、非居住者として受け取った国外源泉所得として日本では課税されません。

芝崎さん：私は給与の他に日本で不動産所得がありますので、日本での給与と不動産所得について確定申告するということになりそうです。

みらい：その通りです。具体的には、昨年の1月1日から帰国するまでの間に生じた不動産所得に、帰国後から12月31日までの間に生じた給与所得と不動産所得の合計額について居住者として確定申告を行うこととなります。

芝崎さん：よくわかりました。いろいろと教えていただきありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内10拠点]

現地法人

- ・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)
- ・ベトナム(HCMC)
- JapanDesk
- ・中国(大連)・香港・台湾・シンガポール
- ・タイ・インドネシア・フィリピン
- ・ミャンマー・カンボジア・米国(LA)

URL : <http://www.miraic.jp/>

